

答弁書第一二三号

内閣参質一九六第一二三号

平成三十年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員川田龍平君提出精神障害者の非自発的入院と障害者権利条約の趣旨に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員川田龍平君提出精神障害者の非自発的入院と障害者権利条約の趣旨に関する第三回質問に
対する答弁書

一及び三について

お尋ねの「同条約第十四条の趣旨に限って根拠をお答えいただきたい」及び「考える根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）の交渉の過程においては、同意に基づかない強制治療及び強制入院が、ごく例外的な場合であつて、また、障害の存在そのものを理由とするのではなく、自傷他害のおそれがある場合等には、適法に行われ得ることについて、おおむね意見が収れんしたものと認識しており、政府としては、当該認識の下、同条約を締結した。

二について

お尋ねの「同条約第十四条の趣旨に限って根拠をお答えいただきたい」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねは、多数国間の協議で行われた議論の内容に関する事柄であり、既に明らかにされていること以上の詳細については、お答えを差し控えたい。

○

○